



省エネ法 第4条 工場・事業場判断基準

エネルギーの使用の合理化のために**管理標準**を設定することが、エネルギーを使用している事業者すべてに求められています。つまり、工場・オフィスビル・病院・デパート等の事業者は、エネルギーの消費量の大小に係らず、それぞれの状況に応じて、省エネルギーを推進する為の**管理標準**を設定する必要があります。

管理標準とは？



ビル内で働く従業員や外来者、顧客等の環境を維持しながら、エネルギーの使用の合理化(省エネルギー)を図るため、エネルギーを使用する設備及び機器を最も効率良く運用するためのマニュアルと定義されています。

つまり、工場・オフィスビル・病院・デパート等の事業者はエネルギー管理体制の充実を図り、エネルギーを使用する設備の**管理標準**を設定し、そのマニュアルに基づき省エネルギーに努めてくださいという事です。

マニュアルをどのように決めれば良いの？

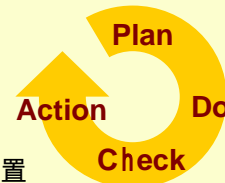
事業者の判断の基準となるべき事項

判断基準の7分野

1. 燃料の燃焼の合理化
2. 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
3. 放射、伝導による熱の損失の防止
4. 廃熱の回収利用
5. 熱の動力等への変換の合理化
6. 抵抗等による電気の損失の防止
7. 電気の動力、熱等への変換の合理化

7分野の関する4項目の尊守

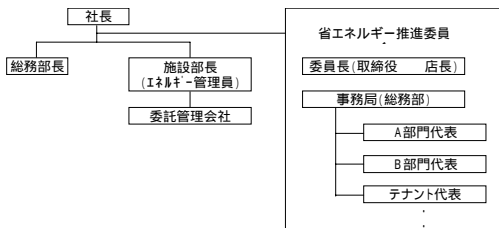
管理
計測・記録
保守・点検
新設にあたっての措置



2-2. 適用範囲

店(以下 店という)において、消費される電気、化石燃料、ガス燃料、給水(上水・中水)等すべてのエネルギーに適用する。

本管理標準は、店内の店舗業務およびその他の業務に適用する。店のエネルギー管理組織図は下記の通りである。



エネルギーの使用の合理化(省エネ)の目標及び計画的に取り組む措置

- ・ 中長期的にみて、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目標とした諸目標および措置の実現への努力
- ・ 中長期的な視点に立った計画的な取り組みへの努力

事業所現地調査 (エネルギー管理指定工場)

各事業所において判断基準を正しく反映した**管理標準**が存在するか否か、また実際に**尊守**されているか、**チェック**する調査

ピーエーシー環境モードが管理標準の作成をお手伝い致します！

ヒアリング、現場調査、図面・エネルギーデータ等の解析を実施し、**管理標準**の作成をお手伝い致します。

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[受配電設備] 管理標準	整理番号 Ver.1
1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示(判断基準)に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。		
2. 適用範囲 当ビルに設置された受配電設備に適用する。		
項目	内容	管理標準
運転管理	1. 抵抗等による電気の損失防止 (1) 変圧器の需要率を維持の為に、 変圧器の稼働台数制御 需要率40%以下で変圧器1台停止する。 2. 受配電設備の配置適正化、配電方式に	需要率 50%以上